

○山井分科員 三十分、質問をさせていただきます。

今回の裁量労働制の虚偽データ問題、私たちが非常に怒っておりますのは、これは命がかかわる問題なんです。きょうも、過労死の家族会の方々、傍聴にお越しをくださっておりますけれども、裁量労働制によって過労死が続出し、体調を壊して会社をやめざるを得ない方々が続出し、おまけに過労死をしても裁量労働制だからといって労災すら受けられない。真面目に、会社のために、家族のために働いた人が、一言で言えば人間扱いされないおそれがあるというのが、この裁量労働制の恐ろしさであります。

昨日も、エキタスという団体の方々がこの裁量労働制拡大反対でデモをされて、約千人が参加したと言われております。

私、この若者の方々の声を聞いて当然だなと思ったのは、きょうの配付資料にもその記事を入れておりますけれども、主張は極めて当然なんですよね。要は、働いた分の給料は払ってほしい、残業をさせるならば残業代を払ってほしいと。これは何か法外な要求をしているのでしょうか。当たり前じゃないですか。

さらに、裁量労働制というけれども裁量があるってうそじゃないのか、そういうことも皆さんおっしゃっておられます。さらに、定額働かせ放題、一步間違えば裁量奴隷制度じゃないか、そんな批判すら出てきております。

きょうは若い方も傍聴に来てくださっておりますけれども、先ほど聞きましたら、その方は若者で、きのうちょっと裁量労働制について話合いをしたそうです。どういう声だったか。やはり、これは働く側じゃなくて働かせる側が有利なんじゃないか、みなし労働時間にしてそれ以上残業代を払わないってやはりおかしいよね、みなし労働時間は百歩譲っていいけれども、もし晩まで長時間残業させられたらプラスアルファで残業代を払うのは当たり前じゃないのと。私は、至極この若者の方々の意見というのは真っ当だと思います。

安倍総理や加藤大臣は、何か七十年ぶりの労働基準法の大改革だとかおっしゃっていますが、私たちに言わせれば、七十年ぶりの大改悪に、この裁量労働制や高度プロフェッショナルを削除しなかったら、なってしまうと思います。

おまけに、共同通信の記事によりますと、担当監督官が証言、時間とれずずさん調査に。内規で決められた約一時間半の間には、移動や報告書の作成の時間も含まれ、調査には一社数十分しか割けなかった、まともに調べられなかった、こういう監督官の証言も出てきております。

そういう中で、金曜日、野党有志で厚生労働省に行かせていただきまして、厚生労働省の方々の御配慮がありまして、三十二箱、この段ボールの中に記録票の原票が入っている、これを見せていただきました。これはスキャンダルな問題ではなくて、この記録票の原票は、労働者の命のかかった原票なんです。これによって、政府は、裁量労働制の拡大を方向づけたのが、この三十二箱の段ボールです。

しかし、この段ボール箱の中身、あえて言いますが、私は、監督官の方々が問題があったとはあえて言いません。やはり、この監督官の方々の証言でも、限られた時間で一日に五社回って、一カ所数十分しか実際のヒアリングができなくて限界があったとおっしゃっているように、監督官の問題じゃないんです。やはり、この調査は、そういう設計上も無理があったために、さまざまな虚偽や間違いのデータも出てきたのではないかと思います。

そんな中で、金曜日の私の質疑からの宿題を加藤大臣にお聞きします。

これですね。裁量労働制は九時間十六分で、平均一日の労働時間が、一般の労働者の九時間三十七分より短いんだと。比較しても比較しなくても、とにかく裁量労働制の一日の労働時間が九時間十六分なんだと。実際より私は短いと思いますよ。そのことのもとになったデータを私の事務所の吉沢秘書が確認したところ、一日の平均一時間以下が二十五件あった。幾らその裁量が一部の方にあるといっても、平均一時間以下って、やはりちょっとおかしいんじゃないですか。

それで、大臣も調べるとおっしゃいました。きょうの朝九時までに、どういう原票で一時間となっていて、どういう業種でどういう方なのか、この分科会で答弁いただきたいというふうにお願いをして、加藤大臣からも前向きな答弁をいただきました。しかし、締切りの朝九時になっても、まだ一時間以下の二十五件のデータは全く来ておりません。二十五件、一時間以下、どういう方だったんですか。大臣、お答えください。

○加藤国務大臣 まず、一部新聞記事を踏まえながら、一件、時間が一時間云々というお話がありましたけれども、これは、基本的には、一件、大体一日ぐらいで対応している。これは監督指導でございますから、基本的にそれにのっとってやっていくということが前提に行われている調査であるということをもっと申し上げておきたいというふうに思います。

それから、今の御指摘の点でありますけれども、あそこでのやりとりは、まず理事会ベースということでお話をさせていただいたところでございまして、まだ理事会でそういう協議が調っていないということを承知しているので、私どもとしては、理事会から御指示をいただければ、それに対して最大限お応えするというので、これまでも対応させていただいておりますが、引き続きそういったことで対応させていただきたい、こういうふうに思っております。

○山井分科員 いや、理事会というより、私が質問の中でお願いしたじゃないですか。続きの質問を、私、今やっているんですよ。理事会は十二時とか、昼じゃないですか。出してくださいよ。何でそんな引き延ばしをするんですか。

ということは、私のこの三十分の質問のときには出せないけれども、昼の理事会では、耳をそろえて二十五件の一時間以下の記録票、会社名は伏せていいですよ、出すということでいいですか。

○加藤国務大臣 ですから、あそこでの議論のペースは理事会での議論ということでございますから、そこでそういう結論になれば、我々はそれに対して対応させていただきたいというふうに思います。

○山井分科員 隠蔽もいかげんにしてください。

出さない理由、出せない理由は何なんですか。私は国政調査権をもとに国会質問しているんですよ。出さない理由、出せない理由、何なんですか。

○加藤国務大臣 もともと、原票の取扱いについては理事会で協議をされておられたわけでありまして。先日の山井議員との議論も、理事会での合意ということをお話させていただいております。私どもはそれに従って対応させていただくということでございまして、別に当省として隠しているわけではなく、全体としてのこの原票の取扱いとも係る話でありますから、これは理事会の協議をお持ちをしている、こういうことであります。

○山井分科員 これ、もう数年前の調査ですよ。

大体、ペーパーはいいですよ。では、大臣の認識を聞かせてください。ペーパーは理事会に任せますよ。

この一時間以下の人は、どういう方だったんですか。パートだったんですか、ヒアリングミスだったんですか、打ち間違いだったんですか。大臣の認識を教えてください。

○加藤国務大臣 山井議員の先日の御質問の際にも私の方から、みなしの労働時間が七時間とか八時間ということであれば、一時間未満というのは違和感を持つところであるということは申し上げたところでございます。

ただ、具体的に今それがどうなっているかについては、それぞれ原票に当たったり、それから、専門制の場合には原票がありませんから、これはそれぞれ当たってみながら確認をしてみないと最終的なことは申し上げられないということで、精査をさせていただいているところでございます。

○山井分科員 だから、金曜日に精査をしてくれと言ったんでしょう、土日を挟んで。その結果はどうだったんですか。

命のかかっている問題を議論しているんですから、余りにもふざけた答弁、いかげんにやめてくださいよ。これは小さなクローズドの空間じゃなくて、日本じゅうの方々が、裁量労働制が拡大されたら、先ほどの若者のように、結局、晩までただ働きさせられるんじゃないか、あるいは体調悪化したり過労死しちゃうんじゃないか、みんな心配しているんですよ。その裁量制拡大をやりたいと言っているのは厚生労働省と政府ですからね。そのデータのもとが、二十五人も裁量労働制は平均一日労働時間が一時間以下だったといたら、国民もどうなっているんだと疑問に思うのは当たり前じゃないですか。そんな難しい質問、私、していませんよ。

ということは、大臣、これ、もともと野党ヒアリングで指摘したのは木曜日ですよ、先週の。それからもう四、五日たっているけれども、いまだに、一時間以下のこの労働者がパートなのか、打ち間違いなのか、ヒアリングミスなのかもまだわからないということですか。

○加藤国務大臣 そのときにも御説明させていただきましたように、企画型の場合には半年ごとの届出もござい

ますので、まずそれとどう違っているのかをチェックをさせていただき、そして、専門型はそういう届出はございませんから、それぞれに直接当たってみないとなかなかわかりませんので、今それぞれの企業に当たらせていただいているということでございます。

○山井分科員 今それぞれの企業に当たっているということですが、いつその結果を言ってもらえるんですか、いつ回答をもらえるんですか。

○加藤国務大臣 これは電話で確認するというわけにはまいりませんから、それぞれ労働基準監督署の監督指導官が先方に、しかもこれは臨時的な検査でもございませんから、アポをとって、そして先方に出向いて、そして話を聞くということでもありますから、一定の時間はかかると思いますが、そんなに長くかけるつもりはありません。

○山井分科員 予算委員会の今最中です。いつまでということを確認にしてください。そんなに長くかけるつもりはありませんとおっしゃいますが、安倍総理が裁量労働制が短くなるというその答弁をしたのは一月三十一日ですよ。もうきょうは二月二十六日じゃないですか。

あしたまでに出してもらえるんですか。明確に教えてください。そう遠くない時期というのはいつですか。

○加藤国務大臣 本件については先方がありますから、私は今の段階でいつまでということとは言えませんが、当然一定の期限の中で答えを出していかなければならない問題だ、こういうふうに認識をしております。

○山井分科員 これは非常に重要な問題で、ここにありますように、このデータをもとに労政審では裁量労働制の平均労働時間は九時間十六分と出した。でも、例えば四時間以下の異常に短い数値を除くと、裁量労働制の平均労働時間は九時間四十八分になる。全く違ってくるんですね、これは。

このデータが狂ってきたとなれば、当然全て、労政審も実態調査も当然やり直しになります。今も声が出ておりましたけれども、こういう今回の労政審の裁量労働制の労働時間という一番根幹的なデータが正しいか正しくないかは精査中、わからないという以上は、そのデータが出るまでは、当然この予算委員会、採決できないということになりますが、それでよろしいですね。

○加藤国務大臣 委員御承知のとおりでありますけれども、委員会の審議のあり方については、政府からコメントするのは控えたいと思います。

○山井分科員 何を言っているんですか。この予算委員会の、国民も含めて一番大きな関心が、この裁量労働制の実態はどうなっているんだということですよ。それを、精査、精査って、今やった調査ですか。平成二十五年度の調査ですよ。

大体、その時点で私たちが見たら、どう考えたってすぐおかしいとわかるんですよ。裁量労働制で平均労働時間、一日一時間、一時間、一時間半、一時間、二時間、一時間。おかしいと思いませんか、これ。こんなデータで、裁量労働制で労働時間が短くなっている裁量労働制を拡大するなんて、とんでもないですよ。人の命を何だと思っているんですか。

採決は委員会が決めることじゃないですよ。それまでにしっかりと厚生労働大臣として早急に結果を出す約束してください。そうしないと、予算委員会は何なんですか。

まだ安倍総理は、答弁は撤回したけれども、データは撤回しておられません。今のように、一時間以下の方がどういう実態かがわからなかったら、その答えは出ないじゃないですか。一時間以下の方々のデータが間違いであったり、パートの人が入っていたら、これは当然データも撤回しないとだめですよ。そのことを白黒はっきりつけないと、当然採決なんかできるはずがないじゃないですか。

大臣、早急に調査結果を出してください。さもなくば、私たちはそれが出てくるまで採決、当然待ちますよ。当たり前じゃないですか。

国民の命がかかった議論を私たちはやっているんですよ。残念ながら、被害者は既に出ているんです。それを、どうやってこれから過労死をゼロにするのか、体を壊す若者を減らすのか、その議論をしているときに、いつその結果が出るかわからない。それで国会の責任、国民に対して、加藤大臣、果たせると思いませんか。早急に調査結果を出してください。

○加藤国務大臣 今、山井委員からお話ありましたけれども、私どもは今回の法案の中で、前回もお話をさせていただきました、現在の裁量労働制に対してはさまざまな問題点がある、そして、それに対して、ある意味では規

制強化という形で取り組まなきゃいけない、こういう中身も今議論をさせていただいているということでもありますので、逆に、今のままではなくて、それをしっかり強化していこうということも含んでいるということ、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、委員会の審議等云々については、私ども、先ほど申し上げたように、直接言及するのは控えさせていただきたいと思いますが、こうした精査、できるだけ早くに進めていきたいと思いますが、ただ、先ほど申し上げたようなやり方をとっておりますので、いついつまでにとすることはなかなか申し上げられませんが、一定のところでは結論を出していかなくちゃならない、山井委員の御指摘はそのとおりだと思います。

○山井分科員 きょうの配付資料の中に、最近の世論調査の結果が出ております。日本経済新聞の世論調査でも、裁量労働制データ再調査を、七五％。さらに、裁量労働制の拡大は、結局、賛成が三〇パー、それで反対が四二％、反対が上回っております。そして、裁量労働制の部分を法案から除くというのが三八％で、一番多いわけです。さらに、毎日新聞の世論調査では、反対五七％、裁量労働制の拡大賛成一八％。さらに、先日の朝日新聞の世論調査では、裁量労働制拡大反対五八％、賛成一七％。朝日と毎日の調査では、反対が賛成の三倍以上になっております。

十年前、過労死の御家族の方々や私たちも大反対をしましたが、その結果、安倍総理は、当時のホワイトカラーエグゼンプション、今は高度プロフェッショナルという名前になっておりますけれども、この裁量労働制と同じような残業代ゼロの制度に関して、安倍総理は十年前、第一次安倍政権で撤回をしました。そのときには、こういうコメントを安倍総理は出されたんですね。国民の理解がないと運用できないし、現段階では理解を得られていない。まさに、今のこの状況そのものじゃないですか。

人の命を奪うような法律を、国民の大反対を押し切って、若者が、長時間残業やめてくれ、過労死させないでくれ、そうやってデモまでしている中で押し切るというのはおかしいです。

ぜひとも立ちどまって、再調査、そして労政審やり直し、とにかく今回の法案から一旦削除する。金曜日の日にも、過労死の御家族の方々から要望はあったと思います。ぜひとも、国民の命を守るためにも、加藤大臣、決断をお願いします。

○加藤国務大臣 委員からの御指摘もありまして、先週の金曜日、少し時間が遅くなってしまったんですけども、過労死で御家族を亡くされた方、また、あるいは過労によって体調を大きく崩された方、それぞれからお話を聞かせていただきました。

本当に悲痛なる思い、それぞれの亡くなられた方々は本当に真面目に仕事に取り組んできた、そういう中での結果である、また、それを家族としても今でもなかなか受け入れがたい、また、いろいろなところからまたいろいろなことを言われたというお話が更に心に傷をつけている、そうしたお話。また、今まさに過労の結果としてのそうした疾病等で大変まだ苦しんでいるんだ、中には、目に障害を受けた方もいらっしゃいました。

本当に、そのお話を聞く中で、我々も、過労死は撲滅をしていかなくちゃならない、そういう思いで、今回も罰則つきの上限規制を入れる等々の施策も組み込ませていただいているということ。そして、本件においても、裁量労働制の現行の運用が、必ずしも、もちろんメリットを感じている方もいらっしゃるけれども、他方で、まさに適正な運営がなされていない、やはりそれに対してどういう形で規制をしていくのか、そういったこともしっかり盛り込んでいる法案であるということもお話をさせていただきました。

我々は、現行の裁量労働制が全くうまくいっているという思いは持っておりませんし、労政審の審議でも、そういうことではなくて、むしろ長時間労働の懸念等々が指摘をされているわけでありまして、その上に立って必要な規制をやり、そしてその規制の中において自律的に、創造的に仕事をできる部分を拡大していくというのが今回の内容でございます。

いずれにしても、法案については、労政審の建議を踏まえた法案要綱、おおむね妥当といただきました。それをもって今法案作業を進めさせていただいておりますけれども、並行して、こうした中身についても国民の皆さんにしっかりと説明をすべく、また、データについてはいろいろ御指摘をいただいておりますので、しっかり精査をした上で御説明をすべく、努力をしていきたいと思っております。

○山井分科員 今、加藤大臣、重要な答弁をされました。

わかっておられるじゃないですか。裁量労働制が大きな問題を含んでいることはわかっている、長時間労働の懸念が出ていることもわかっている。それだったら、まずやるのは規制強化じゃないですか。規制強化をして、実効性があるのかどうか、その後で拡大するかどうかを議論するのが当たり前じゃないですか。今、死屍累々、人が亡くなり、人が体を壊し、家族も地獄の苦しみを負っている。その話を直接聞きながら、よくもまあ拡大するなんて言えましたね。

厚生労働大臣というのは、労働者の命と健康を守る責任者じゃないですか。これだけ問題があると大臣も認識されていて、申しわけありません、申しわけありません、早急に改善します、規制強化します、それが当たり前でしょう。それを何ですか、拡大するって。盗人たけだけしいにもほどがあるんじゃないですか。人の命を奪う現状を放置しておいて、さらにその……（発言する者あり）

まあ、盗人たけだけしいという発言が悪かったら撤回します。申しわけありません。

○星野主査 ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○星野主査 起こして。

山井君。

○山井分科員 申しわけありません、ちょっと言い過ぎたかもしれません。

ただ、これは人の命が奪われているんです。人が死んで、御遺族が苦しんで、その声を知りながら裁量労働制の拡大をする。私には考えられません、その神経が。

大臣、ということは、現時点では、この裁量労働制の労働時間一時間とか、こういう方々にはパートの方も含まれているかもしれない、そういう認識でよろしいですか。

○加藤国務大臣 今そこは精査をさせていただいているということでございます。

○山井分科員 ということは、現時点ではパートの人が含まれている可能性もあるということでよろしいですか。

○加藤国務大臣 ですから、そこは精査をさせていただいているということでございまして、あらゆる可能性を考えながら、実態がどうなっているのかということ、しっかり精査させていただきたいと思います。

○山井分科員 そういういいかげんな状態で、どうしてこれは採決ができるんですか。パートが含まれていたら、全くこんな九時間十六分なんてデータにならないじゃないですか。

段ボール箱三十二箱、先ほども言ったように、監督官の方が十分な調査ができなかったと。監督官を責める気は全くありません。一日五社を回らないとだめで、一カ所一時間半で、更にいろいろな移動時間とかそういうのを差し引くと、一カ所数十分しか対応できなかったと。それで、一カ月の残業時間の方が一日の残業時間より短いとか、異常なデータがいっぱい出てきておりまして、それで裁量労働制の方も間違ったデータが出てきております。

今、加藤大臣に問われているのは、この間違ったデータも多数含まれていると言われている段ボール箱の中身を今までのように信用するのか、それか、過労死の御遺族の方々の本当に切実な苦しみの声を受け入れるのか、その選択だと思いますよ。もうこれは、数年たってもまだ精査が必要だという段階で、このデータはやはり今回の法案の審査の根拠にはなり得ないと思います。

過労死の御家族の方々は、大臣に切々と訴えられ、またいろいろな方々にも切々と訴えられ、それは何か得になるからじゃないんですよ。本当は、御遺族の話や御自分の体験を話されるのは、私はつらいと思いますよ。私だったら、そんな話はできない。つらいし思い出したくもないというふうに思うんじゃないでしょうか。でも、こうやって声を上げておられるのは、自分のような地獄の苦しみを味わう人を何とかこれからなくしたい、真面目で家族思いの人、そういう人が逆に亡くなってしまう今の日本の社会を変えたい、そういう思いで声を上げてくださっているんですよ。

大臣、今いろいろな間違いが指摘されているこの段ボール箱のデータと、血のにじむような思いで切々と訴えられている過労死の御家族の方々の思いと、どちらをより信用されるんですか。

○加藤国務大臣 今、そのデータについては、調査をするということで調査をして、そしてその結果を労政審にお示しをさせていただいた。しかし、そのデータの中には、委員からも御指摘をいただいたように、いろいろな意

味で問題があるということで、今それについてははっきり精査をさせていただいているところでございます。

その上で、委員からお話がありましたけれども、過労死の家族の皆さん方、その思いは、私も受けとめは全く一緒でございます。いろいろな思い、先ほど申し上げた、まだまだ十分に受け取れていない。しかし、その中で、そしてこの運動をすれば亡くなった人が帰ってくるかということは、そんなことはないんです。にもかかわらず先頭に立っているいろいろな形で活動していただいている、私はそのことに対して、お会いしたときにも、本当に頭が下がる思いですということは申し上げさせていただきました。

したがって、私どもは、先ほど申し上げているように、過労死をなくしていく、こういう思いは同じでありますし、それに向かってしっかりと努力をしていきたいと思っております。

○山井分科員 言っていることとやっていることが逆じゃないですか、過労死の御家族の思いがわかると言いながら。わかるんだったら、どうして拡大という話になるんですか。これはどんどんどんどん裁量労働制を拡大したら、必ず過労死する人はふえます、死者が出ます。これは何人ふえたら、拡大にブレーキをかけるんですか。何人、御遺族の話を知ったら、加藤大臣もわかってくださるんですか。人の命を守るのが厚生労働大臣じゃないんですか。

もうこういう、御遺族の方々が必死に訴えないと政策が変わらないというような、そんな政治はやめましょうよ。一回話を聞いたらわかるでしょう、大臣も。そして、このデータの、この状況を見たらわかるでしょう。数年前にやった調査が、いまだに及んでも正しいか正しくないかわからない。そんないいかげんなデータで、人の命を左右する法案をつくらないでください。

少なくとも予算委員会の採決までには、ちゃんと白黒はっきり、このデータが正しいのか正しくないのか、先ほどの二十五件も含めて、ちゃんと国民に説明をしてください。答弁をお願いします。

○星野主査 質問時間、もう残りがありませんので、端的にお願いいたします。

○加藤国務大臣 まず、冒頭に申し上げた、予算委員会との関係については、私ども、直接コメントは避けたいと思いますが、ただ、精査についていろいろ御指摘をいただいておりますから、それに対しては誠心誠意、そしてスピード感を持って取組をさせていただきたい、こういうふうに思います。

○星野主査 山井君、時間が過ぎております。

○山井分科員 国会というのは、国民のためにあるんです。これだけ国民に対してうその情報を流し、虚偽のデータを発表し、そうした以上はきっちりと、予算委員会で明らかになった問題は予算委員会で結論を出すのが当然です。

森友問題も、昨年二月に野党が要求した資料が、一年たってこの二月に来ました。そういう隠蔽はやめてください。

ぜひとも国民の命を守る、守る、そのために私たちは戦ってまいります。

以上で終わります。